

令和3年度

宿毛市地域防災計画改定委託業務

仕 様 書

宿 毛 市

# 業務特記仕様書（案）

## 第1条 適用範囲

本特記仕様書は、「令和3年度 宿毛市地域防災計画改定委託業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

## 第2条 疑義等

本特記仕様書に記載のない事項及び本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合には、宿毛市（以下「発注者」という。）と受注者の協議により定めるものとする。

## 第3条 個人情報の保護について

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

## 第4条 守秘義務

受注者は、契約書の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

## 第5条 打合せ

打合せは、着手時、中間1回、成果納入時の計3回を基本とするが、業務の遂行上、発注者もしくは受注者が必要と判断した場合は、対面の打合せに限らず、電話やメール等を利用して、随時、実施するものとする。ただし変更設計の対象とはしない。

## 第6条 本業務の内容等

### 1. 業務目的

本業務は、平成26年6月（令和2年3月一部改訂）作成した「宿毛市地域防災計画」（一般対策編及び震災対策編）の改訂を行うものとする。

### 2. 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和4年3月31日までとする。

### 3. 業務内容

#### (1) 計画準備

本業務に関する法令、契約図書、指示事項及び貸与資料等を十分に把握したうえ、業務実施方針、作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成する。

#### (2) 既存資料の収集及び整理

内閣府（防災計画担当）による防災計画についての資料を基に関連法令や関連計画等、計画に反映すべき追加・更新資料及びデータを収集・整理する。

#### (3) 現行の地域防災計画修正点の整理

上記（2）で収集・整理した資料及びデータから、現行地域防災計画で改定が必要な箇所の抽出を行い、改定のための具体的な修正点や記載内容の検討などの整理を行う。

#### (4) 地域防災計画改定支援

改定箇所・内容の検討結果に基づき、地域防災計画に記載する修正文言の検討を行うとともに、改定箇所について当該箇所・ページ、現行文書、修正案が一覧できる新旧対照表の作成を行う。

#### (5) 防災会議の運営補助

防災会議（予定1回）を開催し、資料作成、意見のとりまとめ等、会議の運営補助を行う。

#### (6) 報告書作成

業務の成果として、打合せ記録簿及び上記(1)から(5)をとりまとめた報告書を作成する。

#### (7) 成果品

本業務の成果品として、下記のとおりとする。

- ・ 電子データ（オリジナル及びPDF）：2部
- ・ 簡易ファイル製本（レーザープリンター印刷）：2部

## 別記 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができると思われるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行なわなければならない。

### (適正管理)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

第7 受注者は、発注者が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

### (資料等の返還)

第8 受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

### (従事者への周知)

第9 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

### (調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

### (事故報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。